

平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を鎌ヶ谷市第4委員会室において開催するにあたり、各委員を招集する。

・日 時 平成28年3月25日 午後4時00分

・出席委員 15名

2. 鈴木 幹男 委員 3. 勝又 勝 委員 4. 浅海 博行 委員
5. 石井 栄一 委員 6. 濱田 光一 委員 7. 池ヶ谷富士夫委員
8. 大野 幸一 委員 9. 鈴木 吉夫 委員 11. 澁谷 誠幸 委員
12. 石井 君雄 委員 13. 小金谷正男 委員 14. 時田 将 委員
15. 葛山 繁隆 委員 16. 秋山 秀雄 委員 17. 山田 芳裕 委員

・欠席委員 2名

1. 勝浦 信正 委員 10. 鈴木 徳市 委員

・事務局出席者

事務局長 小金谷 幸次 事務局次長 垣岡 俊男 副主幹 浅海 一洋

・会議日程

議事録署名委員の指名について

議事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件

議案第2号 農業委員会委員の辞任同意について 1件

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 5件

報告第2号 農地法第4条の規定による転用届出について 5件

報告第3号 農地法第5条の規定による転用届出について 8件

報告第4号 地目変更登記に係る照会に対する回答について 2件

・開 会 午後4時00分

葛山 議長 ただいまの出席委員は15名です。定足数に達しておりますので、平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

11番澁谷誠幸委員

12番石井君雄委員を指名いたします。

葛山 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は、第2班です。鈴木吉夫班長より総括的な報告をお願い

いたします。

鈴木 班長

議長

葛山 議長

9番、鈴木吉夫班長

鈴木 班長

第2班の現地調査の報告をいたします。

平成28年3月15日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員2名、葛山会長、鈴木会長職務代理者、事務局職員1名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第5条の規定による許可申請について3件です。

現地調査後、午後4時より農地法第5条の3件について、審査会を実施しました。

2班といたしましては、いずれの案件も許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で2班の総括報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆、面積139平方メートルの内128.27平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による道路用地です。

申請理由は、県事業である鎌ヶ谷都市計画道路事業3・4・5号船橋我孫子バイパス線の用地を、先行取得の委託先である千葉県土地開発公社が取得するもので、転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、道路事業であるので、支障はないものと思われま。

農地区分は、おおむね500メートル以内に駅があり、1キロメートル以内の宅地割合が、40パーセント以上あることから、第2種農地に該当しま。

代替性に関しては、道路用地であることから、他の土地で代替えがきかないものと思われま。

資金につきましては、土地取得分は委託契約書により、また、工事費は、事業認可期間内に県において予算措置されることとなる旨を確認してしま。

関係法令につきましては、道路法及び都市計画法に該当しまりますが、県事業で

あり、法令が遵守された内容により計画されているため、問題はないものと思われま

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく問題はないものと思われま

以上です。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

山田 委員

議長

葛山 議長

17番、山田芳裕委員

山田 委員

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1の報告をいたします。

平成28年3月15日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積139平方メートルの内、128.27平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、狭小の農地が残ることにより、今後の活用を確認したところ、特にないとのことであったため、農地としてしっかり管理する旨指導しました。

また、都市計画道路3・4・5号船橋我孫子バイパス線事業用地関係の農地転用が今回で2回目となるが、今後同様の申請が出る予定はあるのかとの確認に対し、農地はあるが、買収時期によっては収用事業になるので、現状では何とも言えないとの回答でした。

次に、これから雑草等の繁茂時期なので早期の管理状態への作業と継続的な維持管理を行うよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、審議番号1は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長
葛山 議長
垣岡 次長

議長

垣岡次長

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2でござ
います。

申請地は、畑2筆、合計面積1,442平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による駐車場及び資材置場用地です。

申請理由は、譲受人は給排水等の設備会社を経営しており、既設駐車場部分
に建物を建築するため、その代替え及び事業拡大を目的に、33台分の駐車場
と資材置場を計画するもので、転用計画は適当であると思われます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、境界部分に2段積
みブロックを設け、砕石舗装により自然浸透させ、敷地外への流出を抑制しま
す。

また、大雨時のオーバーフロー分は南側に側溝を設置し隣地の排水管へ接続
します。

日照・通風に関しては、資材等の高さを1.5メートル以内に抑え、影響は
ないものと思われます。

農地区分は、農業投資の対象となっていない小集団の農地であるので、第2
種農地に該当しますが、申請地は、既存施設の隣地であることから、他の土地
で代替えがきかないものと思われます。

資力については、全て自己資金でまかない、金融機関の残高証明書により確
認しています。

本申請に関連する関係法令はありません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もありませんので問題は
ないものと思われます。

以上です。

葛山 議長
山田 委員
葛山 議長
山田 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

17番、山田芳裕委員

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2の報告を
いたします。

平成28年3月15日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調
査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑2筆、合計面積1,442平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、申請地の出入口が2ヶ所あるので、使い分けについて確認し
たところ、今回の同一計画による出入口は大型車両用とし、通常は既存施設用地

から出入りするとのことでした。

また、大型車両用の出入口付近に井戸があり出入りに支障はないか確認したところ、隣接の会社と通路を共用するので隣接会社側に若干はみ出しても問題はないとのことでした。

また、敷地内に散水栓を設置することについて確認したところ、隣接住民からほこりが立たないようにとの要望により、設置することとなった旨の説明でした。

次に工事期間中は、隣接に小学校があるので十分に注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出するとともに地目変更するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第2号は、可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号3を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号3でございます。

申請地は、畑3筆、合計面積1,875平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による駐車場用地です。

申請理由は、譲受人は病院を経営しており、立地条件等から自動車の利用が多く、患者や職員用の駐車場は、満車となる状況が増え、さらに小児リハビリテーション部門の増設を計画しており、駐車場利用の増加が見込まれることから、60台分の駐車場を計画するもので、転用計画は適当であると思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、既設万年堀以外部分に1段積みブロックを設けるとともに、砕石舗装により自然浸透させ、敷地外への流出を抑制します。

また、日照・通風については、特に影響はないものと思われます。

農地区分は、農業投資の対象となっていない小集団の農地であるので、第2種農地に該当しますが、申請地は、病院の近隣地であり、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

資力については、全て自己資金でまかない、金融機関の残高証明書により確認しています。

本申請に関連する関係法令はありません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もありませんので問題はないものと思われます。

以上です。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

澁谷 委員

議長

葛山 議長

11番、澁谷誠幸委員

澁谷 委員

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号3の報告をいたします。

平成28年3月15日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑3筆、合計面積1,875平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、小児用リハビリセンターの増設時期を確認したところ、医師の関係で再来年頃になりそうであるとのことでした。

また、申請地内の法面は土留めへの負担解消のために設置するののかとの確認に対し、特に土留めへの配慮ではなく、若干の傾斜と土地形質上である旨の回答でした。

次に、申請地と病院の間の道路は交通量が多いことから、必ず横断歩道を利用するよう周知すること、隣接は梨畑になるので、駐車場利用者に農薬散布についてご理解いただくこと、前面道路は、通学路にもなっていることから、工事期間中には十分に注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出するとともに地目変更するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしく願います。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議の

ない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、審議番号3は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第2号農業委員会委員の辞任同意について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農業委員会委員の辞任同意について、審議番号1を説明いたします。

議席番号1番勝浦信正委員から、平成28年3月11日付けにて別添のとおり辞任願の提出がございました。

農業委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第16条の規定により、農業委員会の同意を得ることが必要となることから、本議案についてご審議いただくものです。

以上です。

葛山 議長

それでは質疑に入ります。

小金谷委員

議長

葛山 議長

13番、小金谷正男委員

小金谷委員

勝浦委員の辞任の理由が一身上とのことですが、ご本人の容態等については、かねてから報告を受けているのでおおよその見当は付きますが、確認の意味を含めて、配偶者、奥様からの辞任に至ったことについてお聞きしておりましたらお聞かせ下さい。

葛山 議長

答弁を求めます。

小金谷局長

議長

葛山 議長

小金谷局長

小金谷局長

勝浦委員の配偶者が代理人として辞任したい旨の申出時にお聞きしております。その内容は、昨年7月22日に松戸市内において脚立から落下し、脳挫傷等により意識が回復することなく8ヶ月を超えることから、意識が回復しても社会復帰は厳しく、また、農業委員としての職務も全うすることが困難ということで、地域の方々に対してもご迷惑をおかけしないためにも辞任したいとのことでした。

葛山 議長

他に質疑は、ございますか。

鈴木 委員

議長

葛山 議長

9番、鈴木吉夫委員

鈴木 委員

勝浦委員の辞任に伴い、今後の農業委員会に運営については、どのように考え

ておりますか。

葛山 議長 答弁を求めます。

小金谷局長 議長

葛山 議長 小金谷局長

小金谷局長 今後の予定でございますが、本日ご審議していただき辞任の同意が承認されましたら現在17名体制から16名体制で業務を遂行していただくこととなります。

なお、補欠選挙は定数の5分の2の欠員が出た場合と規定されておりますので勝浦委員の欠員は補充されるものではありませんので、よろしくお願ひします。

また、班体制についても勝浦委員は、1班でございましたが1班の構成員の方々には誠に申し訳ございませんが、5名体制から4名体制でお願いしたいと考えております。

以上です。

葛山 議長 他に質疑は、ございますか。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、同意することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第2号は、同意されました。

葛山 議長 つづいて、報告事項を議題とします。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について5件を報告いたします。

葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。

浅海副主幹 議長

葛山 議長 浅海副主幹

浅海副主幹 議案書の5ページから6ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について5件につきましては、内容に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

以上です。

葛山 議長 ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願ひます。

葛山 議長 つづいて、報告第2号農地法第4条の規定による転用届出について5件、報告第3号農地法第5条の規定による転用届出について8件、計13件を一括報告いたします。

葛山 議長
浅海副主幹
葛山 議長
浅海副主幹

事務局の報告をお願いいたします。

議長

浅海副主幹

議案書の7ページから11ページまでをご覧ください。

報告第2号農地法第4条の規定による転用届出について5件、報告第3号農地法第5条の規定による転用届出について8件、計13件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上です。

葛山 議長
葛山 議長

ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

つづいて、報告第4号地目変更登記に係る照会に対する回答について2件を報告します。

葛山 議長
浅海副主幹
葛山 議長
浅海副主幹

事務局の報告をお願いいたします。

議長

浅海副主幹

議案書の12ページから13ページまでをご覧ください。

報告第4号地目変更に係る照会に対する回答について2件につきましては、事務局において現地確認を行ったところ、いずれも雑種地となっておりますので、会長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

葛山 議長
葛山 議長

ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

以上で、平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成28年4月15日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 葛 山 繁 隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員 澁 谷 誠 幸

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石 井 君 雄